

●特別職の報酬等の状況（平成 17 年 5 月 1 日現在）

区分		給料月額等	
給料	市長	863,550 円 (909,000 円)	
報酬	議長	旧小野田市の議員	460,000 円
		旧山陽町の議員	328,000 円
	副議長	旧小野田市の議員	402,000 円
		旧山陽町の議員	272,000 円
	議員	旧小野田市の議員	370,000 円
	旧山陽町の議員	245,000 円	

区分		給料月額等	
期末手当	市長	(平成 16 年分支給割合) 4.4 月分	
	議長	(平成 16 年分支給割合) 3.3 月分	
	副議長 議員		
退職手当	市長	(算定方式)給料月額×在職月数×0.565 (支給時期)任期毎	

※ ( ) 内は、平成 17 年 3 月 22 日から実施している給与等の減額措置を行う前の額です。

勤務条件、分限・懲戒、研修に関する状況

●一般職員の勤務時間

一週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間	休息時間
40 時間	8:30	17:15	12:00~12:45	12:45~13:00 15:00~15:15

※公務の運営上の事情等により特別の形態によって勤務する必要のある職員の勤務時間については、任命権者が別に定めています。

●年次有給休暇

平成 16 年	平均使用日数	10.1 日
---------	--------	--------

●育児休業等

区分	育児休業取得者数	部分休業取得者数
男性職員		
女性職員	16 人	
	18 人	
計	16 人	
	18 人	

※上段は平成 16 年度に新たに取得した者、下段は平成 15 年度から平成 16 年度にかけて引き続いて取得している者の数です。

●分限処分者数（平成 16 年度）

処分事由	処分の種類	降任	免職	休職	降給	合計
勤務成績がよくない場合						
心身の故障の場合				7 人		7 人
職に必要な適格性を欠く場合						
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合						
刑事事件に関し起訴された場合						
条例で定める事由による場合						
合計				7 人		7 人

●懲戒処分者数（平成 16 年度）

処分事由	処分の種類	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合						
職務上の義務に違反したまたは職務を怠った場合			1 人			1 人
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合						
合計			1 人			1 人

- ※ 1. 分限処分とは、勤務成績がよくない場合など一定の事由がある場合、地方公務員法第 28 条の規定に基づき、休職等の処分をすることです。  
 2. 懲戒処分とは、法令に違反した場合などの事由がある場合、地方公務員法第 29 条の規定に基づき、戒告等の処分をすることです。

●研修の状況

対象者	研修名	回数	人数
一般行政職員	派遣研修	104 回	104 人

●勤務成績の評定の状況

職員の能力、実績、勤務態度等を各所属長が評価し、職員の昇任、異動等に当たっての参考資料として活用するとともに、自己申告制度を導入し、職員の現状や要望、抱える問題等をくみとり、公正で効率的な人事管理に努めています。

また、職員の意欲、士気の高揚や能力向上を図るため、国の公務員制度改革の動向も踏まえながら、新たな人事評価制度について検討を進めています。

■問い合わせ先

人事課 (☎ 82-1124)